

横浜地方裁判所委員会（第39回）議事概要

1 日時

令和4年5月17日（火）午後2時30分～午後4時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

民事調停をはじめとする簡易裁判所の利用促進について

4 出席者

（委員）足立哲、安藤浄人、安藤肇、伊集守直、一柳和美、宇都宮大輔、小高純、河西慎、櫻井智、新谷晋司、鈴木達也、田辺由美子、中山大行、三品篤、渡邊秀一（五十音順、敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官、刑事首席書記官、事務局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

5 議事

(1) 新任委員の紹介

中山大行委員、櫻井智委員、足立哲委員、一柳和美委員（任命順）

(2) 委員長選任及び委員長代理の指名

委員長に足立哲委員が選任され、中山大行委員が第二順位の委員長代理に指名された。

(3) 今回のテーマに関する説明

ア 裁判所

横浜簡易裁判所鈴木紅裁判官から「民事調停をはじめとする簡易裁判所の利用促進について」を説明

模擬調停のDVD上映

イ 民事調停委員

神奈川簡易裁判所延命政之民事調停委員から民事調停の実情について

説明

(4) 意見交換（発言：■委員長○委員◇説明者）

○ 先ほどのDVDの内容は、賃貸借契約に関するものでしたが、民事調停で申立てがされる事件というのは、どういうものが多いのでしょうか。

◇（鈴木裁判官）

横浜地方裁判所管内の受理区分の令和3年の割合をみると、いわゆる一般調停が62パーセント程度、宅地建物に関する調停が21パーセント程度、交通事故に関する交通調停が12パーセント程度です。先ほど紹介しました特定調停については、現在は2パーセント程度です。なお、一般調停には様々な事件が含まれており、例えば、お金を貸したのに返してくれないとか、売買したのに支払ってくれないといったものがあります。それぞれの事件の種類が何パーセントなのかということまでは把握していませんが、いわゆる一般調停が全体の6割近くになっています。

◇（延命調停委員）

交通事故の事案の中には、加害者が被害者に対して調停を申し立てて、いわゆる債務額の確定をしたいというケースもあります。そもそも何で損害賠償の請求をしないのか、何について憤慨しているのかなど、難しい要素をはらんでいる事件を解決する場合こそ、調停委員の腕の見せどころです。相手方が出頭してくれば何とかすり合わせをすることができますが、出頭してこないとなると、調停は不成立となりやむなく訴訟に移行します。また、学校内での事故やハラスメントなど、公にすることなく当事者で納得がいくような結論を出したいというケースも中にはあるので、そういった場合には、調停での話し合いで円満に解決することができます。その他特殊なケースとしては、弁護士から依頼者に対して弁護士費用を請求するような調停もあり、申し立てられる調停には、様々なバリエーションがあり、紛争の多様性を実感しています。

○ 配布されたパンフレットによると、裁判所が事件内容を考慮して適任だと思われる調停委員を指定すると書かれていますが、個々の事案に対して十分な専門性を持った調停委員なのかどうかの判断はどのようにされ、専門性があるとされた委員の割り当ては、どのように担保されているのですか。また、事件の当事者は、調停委員の方がどういう方なのかということをお教えしてもらえるのでしょうか。

◇（鈴木裁判官）

調停委員がどういった方なのかについては、会話の端々から推測できることはあります。専門性については、例えば不動産鑑定士や社会保険労務士などの資格を持っていることを把握した上で任命することが多いです。例えば借地借家の関係で不動産の価格が問題になる事案であれば、不動産鑑定士の方に入っていただくことが多いです。専門性のある調停委員の方が必要とされる事件なのにそういう方がいないということは、実感としてはありません。

■ 事件内容の種類と裁判所が把握している専門的な資格とを突き合わせて担当を割り振っていますが、さらに事件の中身の個別的な事情まで考慮して、調停委員の専門性を担保するというのは難しいのが現実です。ただし、通常、調停委員を長年経験していただくうちに、個々の調停委員の得意分野に関する情報も裁判所側で蓄積される部分があるので、そのような情報をもとに調停委員を選任することはあると思います。なお、当事者に対して調停委員の専門性を隠してはいないと思いますが、積極的に言っているのか、その点は弁護士資格のある委員の方は、どうですか。

○ どちらかと言えば、バックグラウンドを名乗られる方のほうが少ないと思います。ただし、何となくうかがい知れるということはあると思います。

◇（延命調停委員）

現在横浜地裁管内には簡易裁判所が11庁ありますが、管内全体で約260人の調停委員が稼働しています。そのうち弁護士や不動産鑑定士、建築士などの専門職は152人で、民間企業を定年退職した人などの一般職は96人となっていて専門職が圧倒的に多いです。この割合から考えられることは、一般市民の目線で事件を捉えるという点が少し弱まってきたいて、専門性が高くなっている点が特徴だと思います。

- 私は家事の調停委員も務めていますが、いつも弁護士バッジを付けているので弁護士であることはすぐにわかります。なお、以前東京で医療関係の調停を担当した際には、「この調停委員はお医者さんです。」と紹介されたことがあったり、借地借家事件の時には、「この調停委員は鑑定士の方です。」と紹介されたことがあったりしました。身分を紹介することによって調停委員の発言を説得力あるものにするという狙いがあったのだと思います。
- 利用促進ということを考えたとき、こういう事案であればこういう方が専門性のある調停委員で付くということがあらかじめ分かっている、あるいは、これまでの事件ではこういう方が専門性のある調停委員として調停に当たっているということが分かることが安心して調停事件を持ち込んでもらうには大事なのではないかと思ったので先ほどの質問をしました。
- 裁判官からの説明でも調停の件数が必ずしも伸びてないという話がありました。どうしたらもっとこの調停制度を利用してもらえるかという点について主に御意見を伺いたいと思っています。先ほどは、専門性を前面に出していった方がいいのではないかというような御意見をいただきました。ありがとうございます。その他、利用促進といった観点から御意見はありますか。

- 私は市民活動を応援したり、仲介したりするNPO法人の活動に携わっています。今回、民事調停制度を初めて知りましたが、この制度を知っていると考え方が広がる方も多くいると思います。問題解決の一つの選択肢として多くの方に知っていただけると良いと思いました。

市民活動や地域活動をされている方々にこの制度を知ってもらえると利用促進につながるかと思います。町内会や自治会という制度がどの地域にもあり、そこには、消費生活推進員や防犯指導員として啓発活動を行っている方々もいるので、そういう方々に民事調停制度を知ってもらえれば様々な活動の中で地域に浸透させていくきっかけになるとと思います。

- 民間企業で販売活動を行っている、いわゆる不良債権が発生します。訴訟をして費用をかけるだけのメリットがこちらにもないということで、弁済契約を結んだりしながら対応しても、結局不履行でまた話し合いをすることになります。取立てという観点から、支払督促をした場合にどの程度有効なものなのでしょうか。裁判所に持ち込むことにより多少でも返済率が上がるのであれば活用したいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

◇（鈴木裁判官）

支払督促は、請求金額に制限なく書面だけで申立てができます。申立ては、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行います。申立て後、書面審査で特に矛盾なく要件が整っていると判断できれば支払督促を発付します。これに異議の申立てがなければ更に仮執行宣言の申立手続に進み、異議の申立てがされると訴訟に移行します。訴訟になると、和解ということで話し合いをすることもできますし、和解ができなければ判決で結論を出すということになります。判決後に相手方が支払わない場合には、強制執行の手続に進みます。そのため、個人で上手く回収できない

ということであれば、金銭的にも申立費用も少ない支払督促を利用するのも一つの方法だと思います。なお、異議が出て訴訟に進むと簡易裁判所であれば、司法委員という方が間に入って和解の話をするということも可能です。簡易裁判所でも様々な手続があるので、こういったものがあるのかということは一リーフレットをもとに説明させていただくことができます。

- 手続の選別については受付で相談していただければ対応できます。今日も弁護士の委員の方がおられますが、弁護士も相手と交渉する中で相手がどこを争っているのかということを見極めて、それに応じた対策を取っているのだと思います。支払督促から訴訟で和解という方法もありますが、話合いの余地があるのであれば、調停を利用するのも一つの方法だと思います。
- 企業において不良債権処理か何かに有効な手続であれば皆さんに使っていただけたらと思います。
- 我々もいろいろな制度やサービスを県民の方に利用してもらうために、周知、普及啓発には非常に苦心をしていますが、周知方法の参考になると思ったものにテレビ通販の販売手段があります。そこでは、いかに消費者の方にとってこのサービスがお得であるか、メリットがあるか、困り事をいかに解決するかということを非常に具体的に分かりやすく説明して購買意欲を誘っています。民事調停も身近な生活上の問題の解決に役立つ制度である点や、秘密が守られる点、裁判に比べれば手続が簡易で費用も少額で済む点、期間も約80パーセントが3か月以内に終了する簡便な制度である点は、一般の方々にも非常に訴求できるポイントだと思います。そこで、「3か月以内に8割紛争を解決しました。」とか、「費用は10万円の借金返済の調停であれば500円で済みます。」など具体的にアピールしたり、実際にこういうトラブルがあって、こうい

う話し合いがされてこういう風に解決されましたというような、実際に役立った事例を紹介したりすると、聞いた側は、それなら私も利用できるかと思えるのではないかと思います。いかに具体的にメリットを訴えるかということがポイントになると思います。

- 分かりやすく伝えるというのは大事なのだと思います。どうしても堅くなってしまうところはあると思うので、分かりやすさという点も考えていかなければならないと思います。
- 民事調停のメリットが少し分かりにくくて伝わりにくくなっているのではないかと感じました。民事調停は、手続が簡単で短い期間で法的に公平に見てもらえるというところがメリットであると思いますが、一方で、調停委員が専門家として先走ることなく当事者の話を聞いて、何に困っているのかを聞くことを大事にしているというのも重要なポイントだと思いました。つまり、民事調停のメリットの中には、円滑な人間関係を維持するために、双方の合意の下で解決に至ることができるという点があるのだと思います。たしかに、法的に見れば違うけれども、本人たちがそれで納得しているのなら話し合いによる解決方法もあり得るのだと思いました。簡便な手続で訴訟と同様に公平な手続を気軽に受けられるという点をメリットとして打ち出すのか、申立人と相手方との話し合いによる合意を尊重することができるという点をメリットとして打ち出すのかによって国民にアピールする点も変わってくるのだと思います。同様に、調停委員の専門性をメリットとみるのか、専門性とは別に、話を聞いた上でお互い納得する結論にするという進め方をメリットとするのかによってアピールになるところも変わってくるのだと思いました。
- 裁判所がどういうスタンスで調停のメリットを打ち出していくのかという点は、もう一度考えてみる必要があると思います。昨今、国民の権利意識が高くなっていることから、専門性が求められる場面が多くなっ

ているため、訴訟に近い形での機能強化を打ち出しつつあるようなところがありますが、調停は、法律的な解決だけでなく話し合いによる解決方法も可能だという点をどのように説明していくのか考えていく必要があると思います。

- 近くの人同士の紛争というのはどうしても感情的になったりして、当事者目線で見えてしまうというのがありますが、専門家や調停委員が間に入ってワンクッションを入れると、当事者も状況を客観視して冷静にまずは話そうというモチベーションが生まれます。こういう契機が事件解決、紛争解決には大事になります。調停はこのような機能を持ったとても良い制度ではないかと考えています。
- 調停は、当事者が直接やり取りしてうまくいかなかった紛争について、間に調停委員を介して又聞きの状態にすることで、しれつな対立構造を回避するという機能もあり、非常に良い制度だと思います。また、専門性の側面と、訴訟と異なる理屈だけではない方法で解決をしていくという側面の両面が調停制度の両輪なのだと思います。これらの点を国民にアピールできれば事件としては増えていくのではないかと思います。
- 調停のメリットの一つとして、秘密が守られるということがありますが、普及促進という観点からすると、それは逆に裏目になっているのだと思います。裁判所の判決は、内容によっては記事やニュースになります。一方、調停の内容は取材できないため、マスメディアにもなかなか載りません。これは、調停制度のメリットでもありますが、裏を返すとデメリットという面でもあると思います。そのため、普及促進という観点からは、より一層力を入れて周知をする必要があるのだと思います。例えば、私が今、何かでトラブルになったときには、知り合いの弁護士に相談したり法テラスに行ったりすると思うので、弁護士や法テラスがうまく調停を紹介して浸透させていくことも大事だと思います。ま

た、今の時代の普及啓発という話になると、インターネットをいかに活用するかという点は考えざるを得ないと思います。今は、一生懸命パンフレットを作ってもなかなか手に取ってもらえず、読まれないのが現状ですので、インターネットの活用は必要だと思います。

- 調停期日は、平日の昼間に行われていると思いますが、使い勝手の良さという観点から、調停期日を週末とか夜間に行ったり、オンラインで行ったりということが許容されるのかという点も、時代に合わせた向上策として考えてみるのも一案かと思いました。
- 先ほどの説明資料の中で、横浜地裁管内の一般調停の新規件数と、最高裁が作成している全国的な民事調停の新受件数を比較すると、横浜地裁管内における一般調停の新受件数が、神奈川県的人口規模、経済規模からすると非常に低調だと思われます。恐らく調停のやり方は他の都道府県の裁判所でもほぼ同じような形で全国的に行われていると思います。そうすると、横浜地裁管内における新受件数が全国平均と比べて少ない原因が神奈川県の特特殊性にあるのか、それともそれ以外に何か要因があるのかといったところを検討してみると良いと思います。例えば、比較的調停の利用実績が高い他の都道府県の実情を見るといった方法は、比較的手短にできるのではないかと思います。
- 先ほどの説明で傾聴という言葉が出てきましたが、我々も日々、市民からの提案、御意見、苦情を受け付けています。月にすると1000件程度、市民の方からいただいています。そのときに大事にしているのが傾聴であり、まず相手の話を聞くことから対応を始めています。我々のところには、市民の方がお怒りや苦情を述べられに来ることが多いですが、こちらの理論で論破するのではなく、まず市民の方の話を聞くということが大事なのだと経験上実感しています。この場で調停制度の説明を聞いている中で、最初は裁判所で行われるのだから理屈の世界なのか

と思いましたが、話合いで解決をするという制度だと知り、我々と同じように傾聴が大事だと感じました。

(5) 次回の予定

ア テーマ

次回「裁判所庁舎における利便性の向上について（仮）」

イ 開催日時

次回 令和4年11月29日（火）午後2時半～午後4時半